

## 市職員の勤務体制の変更の継続実施について

新型コロナウイルス感染症拡大により、政府が緊急事態宣言の発令期間を延長したこと、また、京都府が引き続き「特定警戒都道府県」に指定されたことを受けまして、次のとおり、市職員の勤務体制を変更する取り組みを継続して実施することとしましたのでお知らせします。

### 1 取り組み期間の延長について

4月20日から5月6日までの間、班体制による職場への交替出勤や、出勤日を割り振るなどにより、職員の職場への出勤をできる限り削減することとしていた取り組みについて、5月31日まで延長することとします。

なお、消防等の一部の職場は、通常の体制を維持します。

### 2 市民の皆さまへ

この取り組み期間の延長に伴い、引き続き通常の勤務体制よりも少ない人数となることから、通常よりもお待ちいただく場合が予想されますが、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、ご不便をおかけしますが、市役所への来庁は、必要不可欠な用務以外は、極力お控えいただくようお願い申し上げます。